

展示「近代との対話」(最終章)

平成 25 年 6 月 24 日 (月) ~ 9 月 18 日 (水)

滋賀県では、明治から昭和戦前期にかけて作成された公文書を歴史的文書として大切に保管しています。これら史料群が県有形文化財に指定されたことを記念して、3 期に分けて展示を開催しました。

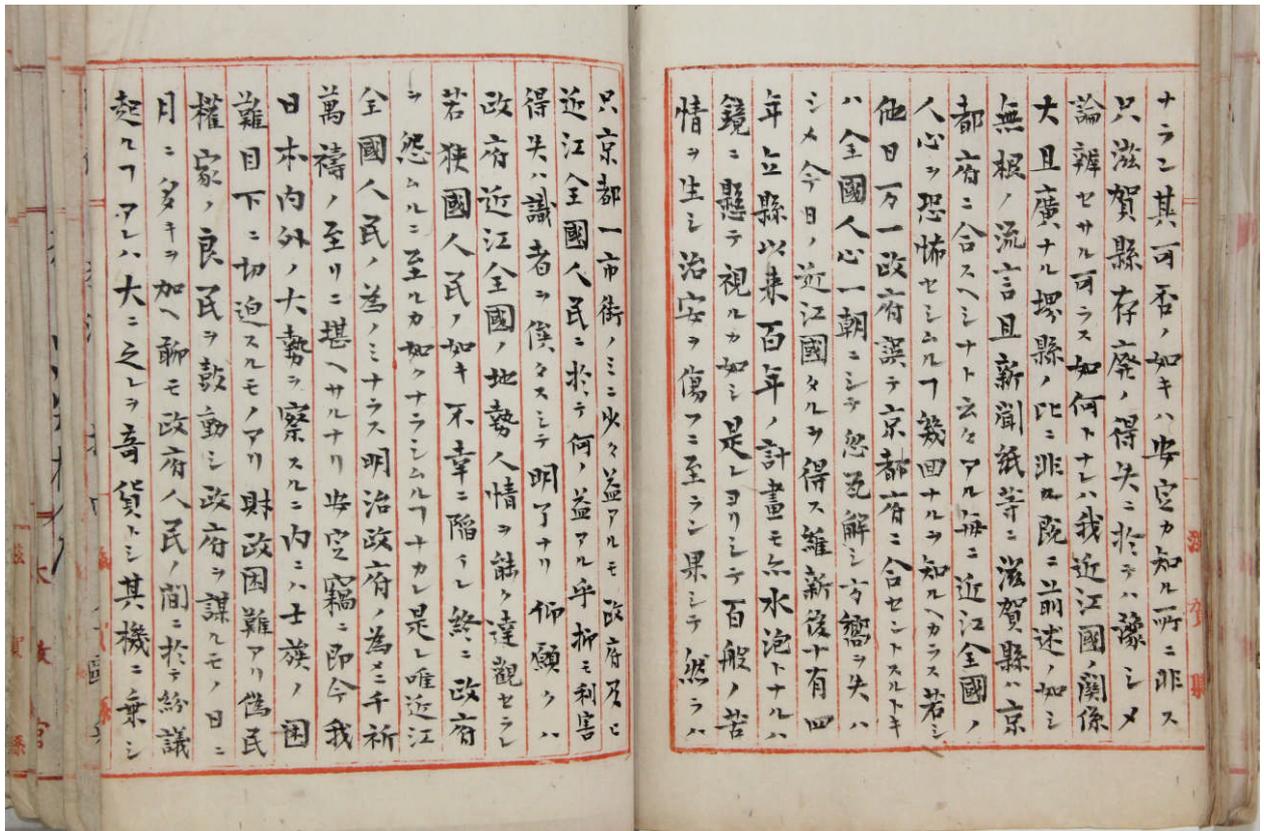
今回の展示が最終章となります。これまでの、滋賀県が廃県の危機にあったことを伝える文書、大津事件で逮捕された津田三蔵の事情聴取を記録した史料などの展示に加え、さらに、近代の「時」に焦点を当て、明治 6 年 (1873 年) の改暦や彦根城の報刻鐘に関する歴史的な文書を新たに展示しました。

【 】は滋賀県歴史的な文書の文書番号

滋賀県の変遷

「滋賀県治概略」

明治 14 年 (1881 年) 9 月



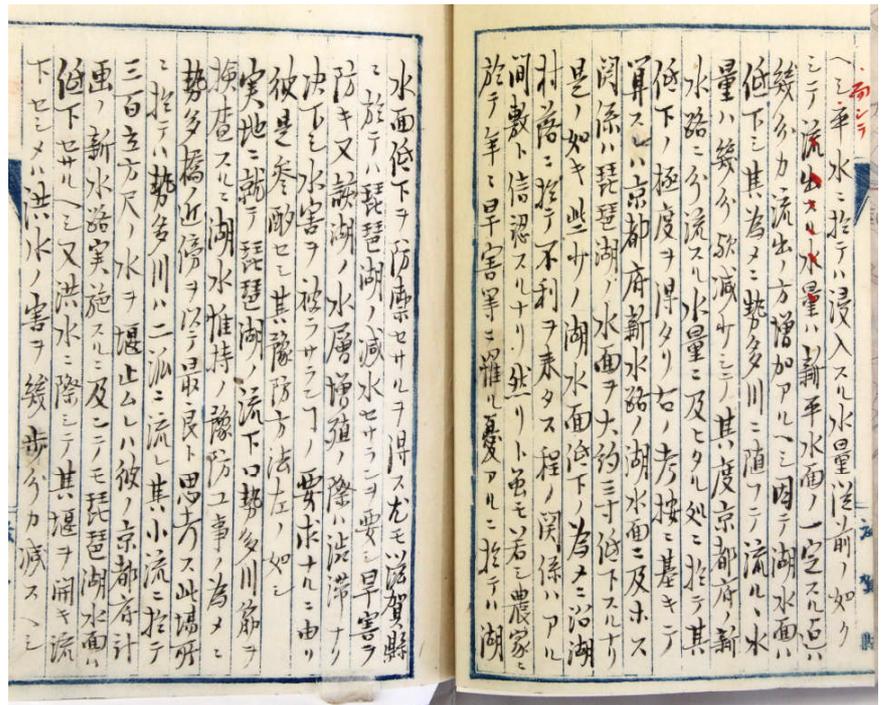
明治 14 年に若越^{じゃくえつ}四郡が滋賀県から福井県に編入されるという話が出た頃、滋賀県が京都府に合併されるという噂も盛んであった。県令籠手田安定は、若越^{こてだ}四郡の分離に反対するとともに、滋賀県の京都府合併にも意見を述べている。籠手田は、もし本当に京都に合併されれば「全国人心一朝ニシテ^{たちまち} 忽 瓦解シ (中略) 百般ノ苦情ヲ生シ治安ヲ傷フニ至ラン」と述べ、滋賀県の存続を強く主張した。【明お 76 合本 5 (32)】

琵琶湖疏水

「疏水建設につき琵琶湖水量維持工事計画書」

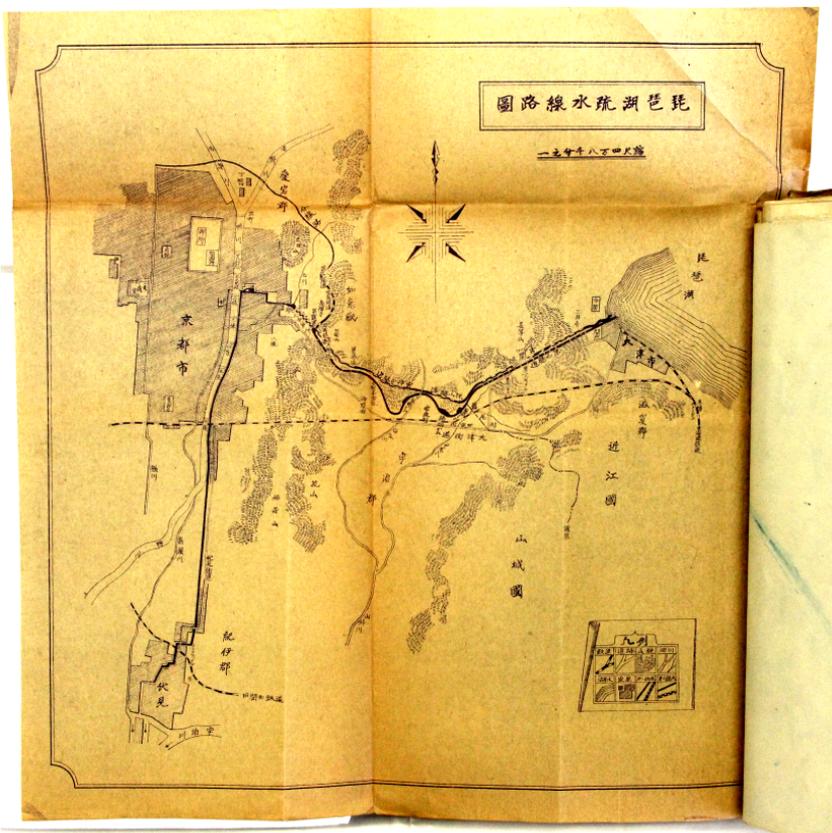
明治 18 年（1885 年）3 月 14 日

琵琶湖疏水の建設で滋賀県が心配したのが琵琶湖水位の変動である。とりわけ旱魃時において琵琶湖の水を農業用水として利用できなくなることを恐れていた。県としては疏水建設による水位低下の心配はないとしながらも、水位が低下した際の備えとして、疏水による出水量と同じ量の出水量調節ができる堰を瀬田川に設けることを計画していたこと



が本史料からわかる。京都府の希望と県民の要求を折衷させていこうとする県の努力が偲ばれる。

【明ね 33 (28)】



「琵琶湖疏水線路図」

昭和 5 年（1930 年）1 月

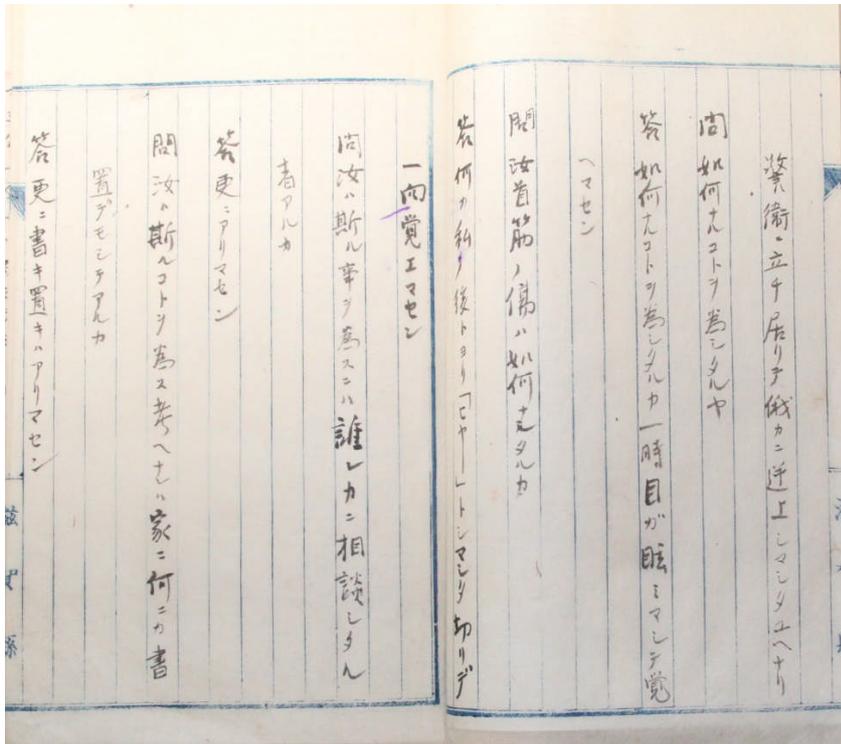
琵琶湖疏水の全容を示した本図は、昭和 5 年、山科町字御陵の第一疏水運河が決壊し、同年 1 月 18 日から 31 日にかけて引水を停止することになったため、その添付資料として作成されたようである。本図中央に決壊部に朱が入っている。琵琶湖疏水については、建設工事のスケールの大きさがよく取り上げられるが、京都市民に生活用水を安定的に供給した完成後のメンテナンス面にも目を向ける必要があるのではないだろうか。

【昭ね 1 (6)】

大津事件

「行兇者津田三蔵に関する上申」

明治24（1891年）年5月11日



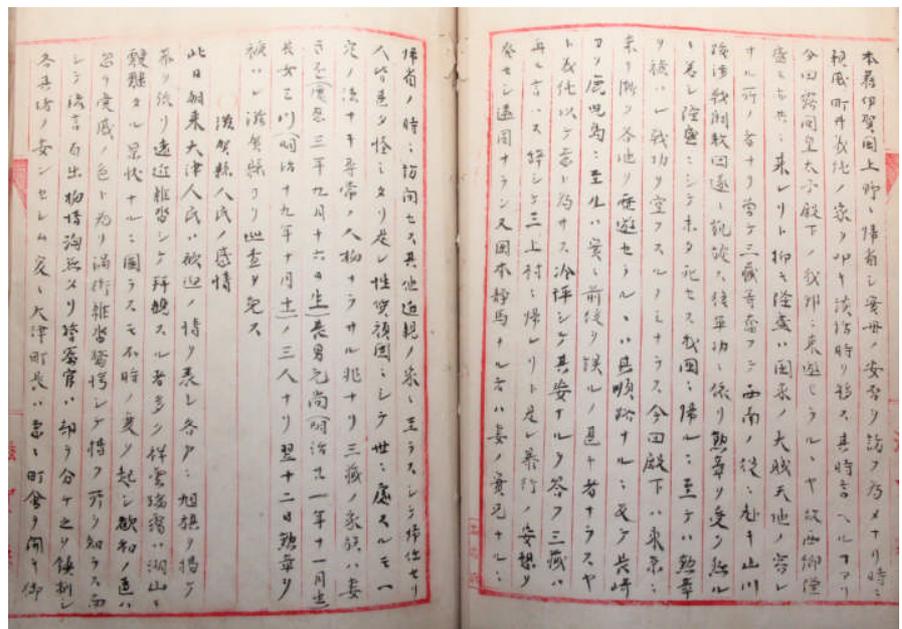
津田三蔵は、周囲から「沈着」「政治的ノ言論ヲ為スモノニアラス」「上官ノ命ヲ奉シ職務ニ勉勵」という評価を受けており、とてもロシア皇太子を襲撃するような人物とはみなされていなかった。

警察による取り調べを受けた際にも、津田は「俄力ニ逆上」して犯行におよび、当時のことは「一時目力眩ミマシテ覚ヘマセン」と答えている。 【明か 23（1）】

「行兇者津田三蔵家宅搜索の事」（『露国皇太子殿下御遭難記事』）

犯行理由のはっきりしない津田三蔵が襲撃に及んだ「遠因」として、ニコライが西郷隆盛と来日したという噂を信じていたことが挙げられている。津田は西南戦争に参戦し勲章をもらっていたが、死んだはずの西郷が生きているのではないかと恐れていたという。若き日における西南戦争従軍時の体験や戦功が、津田の人生のなかで特別の重みをもっていたことを伺うことができる。

【明か 24 合本 3（1）】



明治6年改曆



曆3種 弘化3年(1846年)～明治6年(1873年)

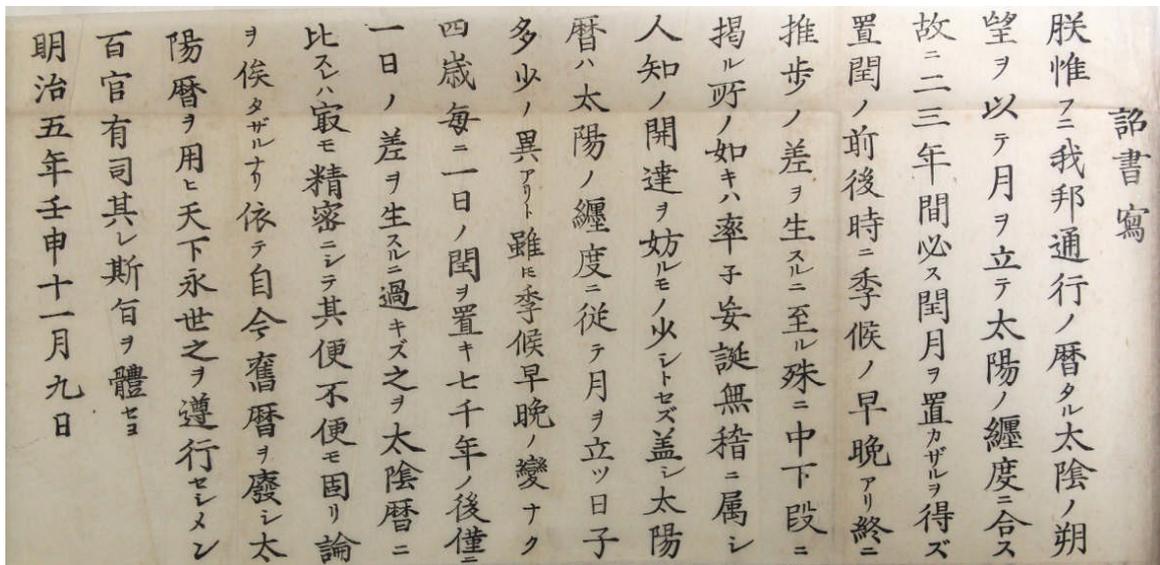
滋賀県には現在、江戸時代の曆が6種、明治6年の曆が1種残っている。江戸時代には伊勢曆や三島曆など複数の種類の曆があり、それぞれ多少形式が異なる。改曆当初は、混乱を防ぐために太陽曆の下に旧曆を書くことが許された。曆の大きな違いは、旧曆には日の吉凶を示す曆注(十二直など)があるが新曆にはないこと、旧曆には閏月があったことなどが挙げられる。(左:明治6年の新曆 中央:江戸時代の旧曆) 【県政史料室所蔵】

「改曆詔書写」

明治5年(1872年)11月

明治5年11月9日、突如として太陽曆採用の詔書が発表され、12月3日を明治6年1月1日に改めることとなった。詔書の発表から実施まで20日ほどしかなく、祝日もしばらくの間仮決めの状態であった。

改曆の理由は諸説あるが、一説には、旧曆の明治6年は閏月があつて13ヶ月になる予定だったのが、官公吏の月給を払う回数を減らすため、閏月のない太陽曆に変えて一か月分の支出を削減したのだという。

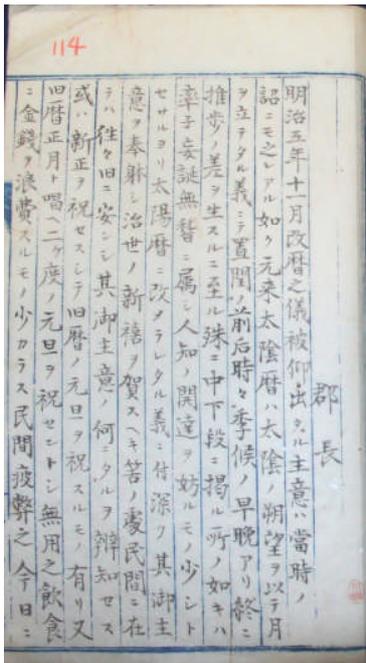
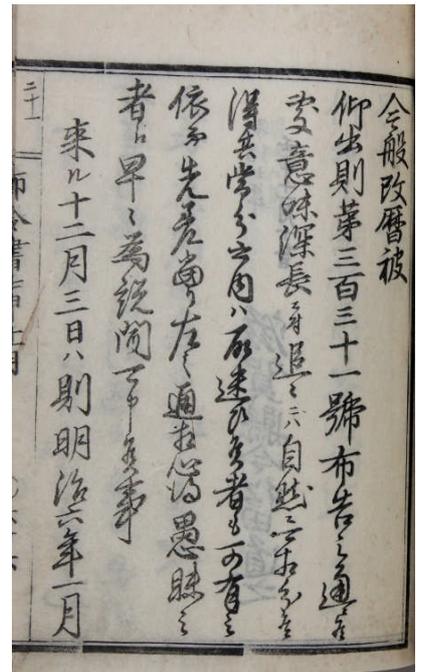


「改暦布告の件意味深長に付、迷いの者に趣旨説明すべし」

明治5年（1872年）11月15日

明治5年11月9日に詔が出て、12月3日を新暦の明治6年元旦とするというこの改暦はあまりにも急だったため、人々が混乱することを懸念した県令松田道之は、よく説明するようにと総戸長・副総戸長・戸長・副戸長に布達した。

【明い225(33)】



←「明治5年11月改暦の儀につき」

明治18年（1885年）

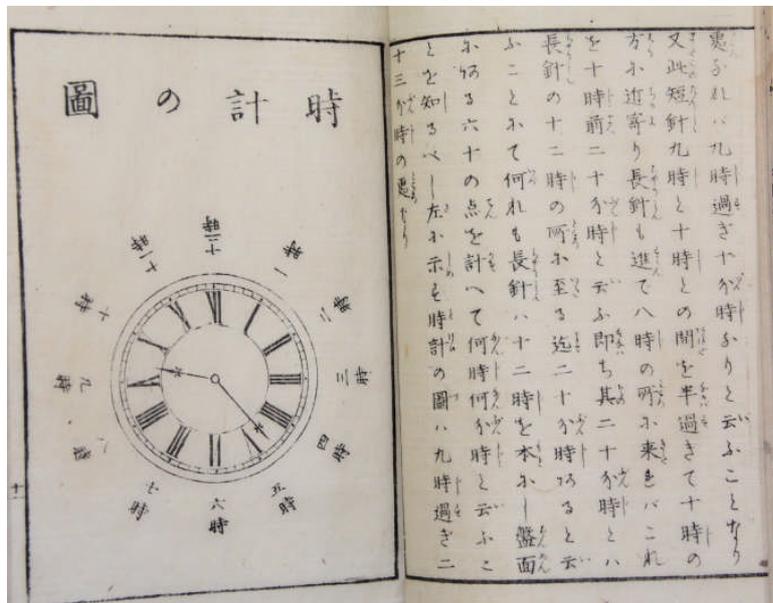
12月19日

左の史料は、当時の県令中井弘から郡長に対する文書。明治18年になっても人々はまだ旧暦の正月を祝っており、正月を新暦と旧暦の2度祝うことは「無用之飲食二金銭ヲ浪費スル」行為であるとして、厳しく戒めている。

【明い96(114)】

「改暦弁」(時計の見様) ^{みよう} 明治6年（1873年）1月1日

福澤諭吉『改暦弁』のなかの「時計の見様」の項。明治の改暦では、時間の概念も大きく変化した。それまでは昼と夜をそれぞれ6分割する不定時法だったため、季節ごとに昼夜の長さの変化に伴って一刻の長さも変化した。明治改暦によって一日



24時間の等分割の時

刻となった。人々が改暦をより理解できるようにと、福澤諭吉は『改暦弁』を著し、太陽暦の利便性を説いた。松田県令は「改暦弁」を解説のために県内の各町村に配布している。

【明い36(20)】

「時」の鐘

「彦根城郭内釣鐘堂拝借の義に付伺書」

明治6年（1873年）5月

明治6年5月、彦根城内にある釣鐘堂の使用を滋賀県から陸軍省に伺った文書である。彦根城内には江戸時代から彦根や近傍の住民が時刻を知るための釣鐘（報刻鐘）があったが、犬上県廃県（明治5年9月）後には、彦根城は大阪鎮台分営に引き渡されており鐘は滋賀県が請け取ったため、人々が不便をこうむるようになったのだという。釣鐘堂の図も添付されていた(下)。

【明う2(12)】

彦根城郭内釣鐘堂拝借の義に付伺書
 彦根城郭内方々釣鐘堂を有する立縣
 中報刻は多し市中大向論近傍村迄人民
 生業に常おかしむお鐘は又廢鐘後極廓
 と鐘ハ在分營且月海お成釣鐘先上縣より
 當鐘止請居るも鐘ハ在報刻廢鐘當今
 人民大ニ不便利お鐘は先上縣より
 報刻ハ役及趣意以故、均而借し、



近江国犬上郡
 第一區長
 副區長
 古彦根城郭内方々釣鐘堂
 報刻ハ役及趣意以故、均而借し、

「彦根城郭内釣鐘に於て報刻の義聞届」

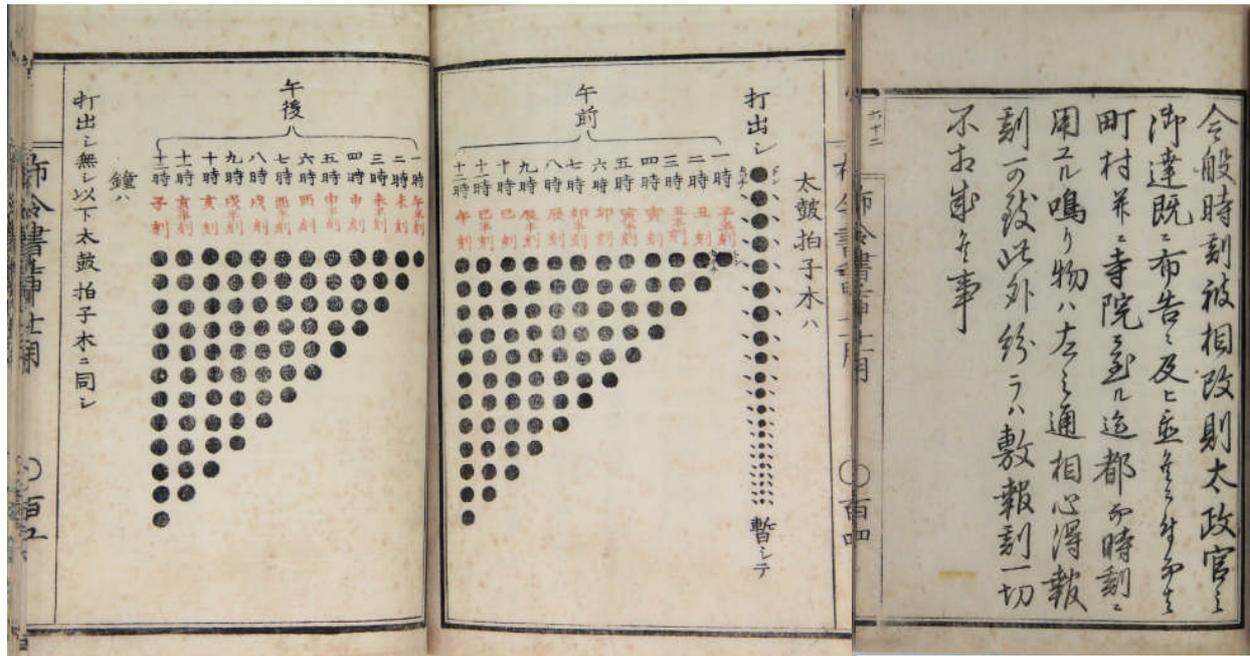
明治6年（1873年）6月12日

上の史料の要望が聞き届けられ、彦根城内の釣鐘の撞き手二人の城門通行が許可された。本文書は、近江国犬上郡第1区～10区の区長・副区長に対して、県令松田道之の代理として、参事の柳原豊と権参事の籠手田安定から出されたものである。

【明う128(105)】

「時刻に用いる鳴物定む」

明治5年(1872年)11月28日



明治6年から用いられた太陽暦(新暦)では、1年は365日、1日は24時間と、日にちだけでなく時刻の概念も大きく変化した。

時刻の変化に伴って、当時の県令松田道之は鐘の撞きかたを定めている。1時間ごとに太鼓や拍子木、鐘を用いて時刻を知らせていたことがわかる。【明い32(62)】

「寺院撞鐘時刻一定の件」

明治末～大正頃

明治末～大正期の、鐘を撞く時間を定めた文書。寺院において一日につき朝と夕方の計2回、月ごとに決まった時間に鐘を撞くよう定めている。この頃には、鐘を撞くことは「村民ノ起床及終業ノ準繩(=基準)」のためとされ、時刻を知るといよりも、むしろ人々の生活の目安という側面が強調された。6月には朝3時に鐘が鳴らされたことがわかる。

【明こ179(2-32)】

